

セントラルミラートレーダー取引規定 (法人用)

第1条(本規定の適用等)

セントラルミラートレーダー取引規定(法人用)(以下、「本規定」という)は、お客さまがセントラル短資FX株式会社(以下、「当社」という)との間で行うセントラルミラートレーダー(法人用)(以下、「本商品」という)の取引に関するお客さまと当社との取り決めです。お客さまが、当社と本商品のお取引をいただくにあたり、店頭外国為替証拠金取引約款(以下、「約款」という)への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものとします。

第2条(本商品の定義)

本商品は、約款および「店頭外国為替証拠金取引説明書」ならびに別途規定する「セントラルミラートレーダー取引要綱(法人用)」(以下、「取引要綱」という)に規定された方法に従い、当社とお客さまとの相対で行う店頭外国為替証拠金取引をいいます。

2. お客さまは、本商品において自動売買取引(お客さまがストラテジ(取引方法をプログラム化したもの。)をその裁量で選択し、当該選択したストラテジのプログラムに従って自動で行う売買取引)および/又は手動売買取引(ストラテジを介さないで、お客さまの裁量により行う売買取引)を任意に選択し、当社と店頭外国為替証拠金取引を行うものとします。
3. 本商品にかかる取引口座の開設は、当社が別途提供する店頭外国為替証拠金取引「FXダイレクトプラス」口座を保有する必要があります。そのため、本商品にかかる取引口座のみを指定して口座開設することはできません。また、本商品にかかる口座開設後、FXダイレクトプラス口座又は本商品にかかる取引口座のどちらか一方を指定して解約することはできないものとします。
4. 本商品は、取引要綱に定める取扱通貨ペアを同要綱に定める証拠金率により取引できるものとし、最終決済方法は、約款第2条1項1号に定める「差金決済」によるものとします。
5. 最終決済指定の締切時限は、約款第2条第1項第3号に定めるところに従うものとします。

第3条(取引時間)

取引時間は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の取引時間内とします。

2. 当社は約款第12条に定める事由により、その裁量で取引時間を変更できるものとします。

第4条(注文数量)

お客さまが一度に発注できる注文数量は、「取引要綱」に定める最大注文可能数量とします。

2. 注文数量は、「取引要綱」に定める取引単位の整数倍単位とします。
3. 新規注文に必要な証拠金は、「取引要綱」で規定する証拠金率より算定される金額とします。

第5条(建玉の保有制限)

本商品の取引により生じた未決済建玉の円換算合計額は、「取引要綱」に規定する「建玉保有制限」の限度額以内の額とします。

第6条(注文の指示)

お客さまは、本商品において手動売買取引を行う場合、約款第5条に規定する項目を指示するものとします。

2. お客さまは、本商品において自動売買取引を行う場合、約款第5条に規定する項目をお客さまが予め選択したストラテジにより、自動で指示するものとします。
3. 前項に関わらず、ストラテジ提供会社はその提供するストラテジの提供を中止した場合において、お客さまに当該ストラテジに起因する建玉が存在するときは、当社はお客さまに事前に通知することなく、当社

の裁量において当該建玉のすべてを最終決済するものとし、かかる最終決済による損害または損失はお客様の負担とします。

第7条(強制充当)

当社は、本商品において約款第18条4項及び5項に規定する「強制充当」を行わないものとします。

第8条(証拠金の受入・支払)

お客さまは、お客さまが本商品の取引を行うに当り必要な証拠金の取扱いについては、FXダイレクトプラスの取引口座からの振替により、本商品の取引口座に受払いを行うものとします。

第9条(免責事項)

当社及びシステムの提供会社ならびにストラテジの提供会社（システムの提供会社及びストラテジの提供会社を称して、以下、「システム等提供会社」という）は、約款第26条に規定する免責事項のほか、次に掲げる事項により生じるお客さま又は第三者の損害又は損失などについて、その一切の責任を負わないものとします。なお、本条は例示的記載であり、免責対象となる損害又は損失はこれらに限りません。

- (1) 通信回線及び通信機器、システム機器等の瑕疵又は障害（天変地異等の不可抗力によるものを含む。）、通信速度の低下、混雑による情報伝達の遅延、コンピュータウィルスや第三者による妨害、侵入、情報改変等により生じた損害又は損失。
- (2) お客さまの誤発注、誤操作により生じる損害又は損失。なお、誤発注、誤操作には、お客さまの錯誤によりシステムの選択を誤ったことに起因する事由も含まれます。
- (3) 本商品（情報配信等の提供を含む。）の誤謬、逸脱、停滞、省略、中断、終了等による損害又は損失。
- (4) 本商品を利用又は参考にして執行した、いかなる種類の商品の取引に関する損害又は損失。
- (5) 当社又はシステム等提供会社のシステムメンテナンス等により、お客さまが本商品を利用できなかったことにより生じる損害又は損失。
- (6) 当社の推奨環境ではない状態で、本商品を使用したことによる損害又は損失。
- (7) 当社が提示する外国為替レートが市場実勢レートと乖離していた等の事由に起因し、お客さまの注文を執行・約定せず、または約定した取引を取消したことにより生じた損害又は損失。
- (8) 当社及びシステム等提供会社が提供するマーケット・外国為替レートの状況および予測、並びにパフォーマンス（過去のストラテジにかかる損益及び外国為替相場に起因する実績を含む。）等の情報について、その内容の正確性、信頼性、完全性または適時性を一切保証するものではないため、お客さまが、当社及びシステム等提供会社から提供される情報もしくは分析に依拠した結果被る可能性のある直接的損害、間接的損害、派生的損害またはその他一切の損害又は損失。
- (9) お客さまが本商品を利用したことによる通常損害、特別損害、付随的損害、間接的損害、派生的損害、その他一切の損害又は損失（逸失利益、機密情報、データ若しくはその他の情報の喪失、事業の中断、人身傷害、プライバシーの喪失、またはその他の金銭的損失を含むが、これらに限定されない。）。
- (10) その他、当社の責めに帰すことのできない事由の発生による損害又は損失。

第10条(取引報告書等)

本商品の取引報告書または残高報告書には、約定した取引内容、手数料等の諸費用、未決済建玉、実現損益、実現予定損益、お客さまが預託する現金の額、必要証拠金額、超過証拠金ならびに口座清算価値等が記載されるものとします。ただし、約款第11条第3項に従い、当社の裁量により記載項目あるいは様式の変更は適宜行えるものとします。

第11条(取引規定の変更通知)

本規定の変更およびお客さまの異議申し立てについては、約款第28条および第32条に準じるものとします。

第12条(遅延損害金の料率)

約款第21条に定める遅延損害金の料率は、14.6%とします。

発効日 2013年02月04日